

## 入札公告

令和 3 年 2 月 22 日

下記のとおり、一般競争入札に付します。

独立行政法人 国際交流基金  
契約担当職 理事 鈴木 雅之

### 記

#### 1. 入札内容：

- (1) 件名：令和 3 年度海外図書館用雑誌購送
- (2) 品名、数量：入札説明書による。
- (3) 契約期間：自令和 3 年 4 月 1 日至令和 4 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所：独立行政法人国際交流基金海外事務所（別途指定）
- (5) 落札者の決定：総価で行う。予定価格の範囲内で最低価格（消費税相当額を除く。）を提示したものを落札者とする。

#### 2. 競争参加資格：

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第 16 条及び 18 条の規定（詳細は末尾※参照）に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度もしくは令和 1・2・3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」及び「役務の提供等」において A、B、C、又は D 等級を有する者であること。  
全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと（当基金では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

- (3) 独立行政法人国際交流基金から指名停止にされている期間中の者でないこと。

#### 3. 入札説明会の開催：

次のとおり入札説明会を行うので、入札に参加する者は事前に連絡のうえ、なるべく参加すること。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下であることに鑑み、オンライン（Zoom）での実施とする。

日時：令和 3 年 3 月 1 日（月）10：30～11：30

場所：オンライン説明会参加のための情報（ミーティング ID 及びパスワード等）については、事前の連絡時に通達。

#### 4. 入札説明書等の配付について

上記 3. の入札説明会への参加有無に関わらず、電子データにて入札説明書等一式

(PDF ファイル) を電子メールにて配付するので、以下の電子メールに連絡すること。

電子メール：Kyoten\_Kanrika@jpf.go.jp

※メールを送信いただく際は「@」（全角）を「@」（半角）に変えてください。

5. 入札書提出期限：令和3年3月10日（水）正午（必着）

入札書開札日：令和3年3月10日（水）午後2時

新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、入札書の提出方法は郵送のみとする。宛先は以下のとおり。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

独立行政法人国際交流基金 総務部拠点管理課（担当：沼、関口）

TEL：03-5369-6053／FAX：03-5369-6031

6. 入札保証金及び契約保証金：全額免除

7. 契約書の作成の要否：要

8. その他

(1) 入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金：免除

(3) 入札の無効：本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 落札者の決定方法：予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書等による。

※＜会計細則 抜粋＞

第16条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第23条に定める一般競争及び会計規程第24条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第18条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るた

めに連合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

#### 2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

#### 3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

#### 4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)

以上